

二〇〇八年十二月 山陰研究 第一号 抜刷  
島根大学法文学部 山陰研究センター

## 平安後期の出雲国司

— 白河・鳥羽院政期を中心に —

大日方 克己

## 平安後期の出雲国司

—白河・鳥羽院政期を中心に—

大日方 克 己

(鳥根大学法文学部)

### 摘 要

本稿で明らかにした十一世紀末から十二世紀前半にかけての出雲国司と任期は以下の通りである。①高階重仲 寛治三年(一〇八九)～永長元年(一〇九六)、②藤原忠清 承德元年(一〇九七)～康和五年(一一〇三)、③藤原家保 長治元年(一一〇四)～嘉承二年(一一〇七)、④藤原顕頼 天仁元年(一一〇八)～永久二年(一一一四)、⑤藤原隆頼 永久二年(一一一四)～保安二年(一一二二)、⑥藤原憲方 保安二年(一一二二)～大治三年(一一二八)、⑦藤原経隆 大治四年(一一二九)～大治五年(一一三〇)、⑧藤原光隆 大治五年(一一三〇)～?、⑨藤原光隆 保延四年(一一三八)～久安二年(一一四六)、⑩藤原経隆 久安三年(一一四七)～久寿元年(一一五四)。出雲国においては、摂関家家司受領が高階重仲を最後に姿を消し、院近臣、とくに藤原為房一門、基隆一門、清隆一門によって受領と知行国主が独占されるようになり、この時期の政治権力構造の変化を反映していることが指摘できる。

キーワード：平安時代、国司、受領、出雲国

### はじめに

平安中期・後期における国家、王権の特質、政治権力構造、また国衙による地方支配体制を明らかにしていく上で、受領が重要な問題として位置づけられている。受領については近年、国家財政と考課(功過)の面から、また院の政治権力論の面からも大きく研究が進んでいる<sup>1)</sup>。

これには宮崎康充編『国司補任』<sup>2)</sup>が果たした役割は大きい。同書において十二世紀中葉までの国司の補任、見任、遷任、前任などの史料典拠が各国ごとに整理して示されたことにより、各国ごとの受領みならず、個々の受領経歴を追跡することが容易になったのである。しかし見任史料の空白期間があつたり、補任、遷任等の史料がなかったり、あるいは前任史料しかない場合も少なくなく、個々の受領の任期が必ずしも明確

になっているとはいえない現状にもある。

各国の受領（十一世紀末～十二世紀においては知行国主も）とその任期を個別に明確にしておくことは、地域社会と国家権力の関係を検討していく上でも、重要な基礎作業だと思われる。前稿において十一世紀後半の出雲守とその任期を検討した結果、これまで作成事情や史料の性格が明確ではなかった「出雲国正税返却帳」が、藤原行房が出雲守任中の公文勘済を進めるなかで作成され、その功過定に使用されたものであることが明らかになった。またあわせて「東大寺封戸文書書上」にみえる東大寺から各国宛の封戸物惣返抄が、各受領の公文勘済と功過定にあわせて一括して発行されている場合が非常に多いことも明らかになった<sup>(3)</sup>。このように各公文の性格を検討する上でも重要な視点を提供することになる。

出雲国の受領については、前稿以外では佐伯徳哉氏が十一世紀末～十二世紀初頭の出雲守を検討されているが<sup>(4)</sup>、任期は必ずしも明確にされていない。前稿Bでは、寛治二年（一〇八八）に守の任を終えた藤原兼平までを明らかにしたが、本稿では引き続き、寛治三年（一〇八九）以降十二世紀中葉まで、白河・鳥羽院政期を中心に、出雲国の守とその任期および知行国主について検討する。

## 1. 高階重仲

藤原兼平が寛治三年（一〇八九）正月に出雲守から和泉守に遷任した<sup>(5)</sup>後、寛治六年四月二八日～永長元年（一〇九六）まで高階重仲が出雲守としてみえる<sup>(6)</sup>。永長元年十一月二十日に「出雲守重仲帳」が政にかけられ<sup>(7)</sup>、承徳元年（一〇九七）正月二九日に藤原忠清が出雲守に任じられている<sup>(8)</sup>ので、重仲の任期は永長元年までとなる。重仲

の死去を記録する『中右記』保安元年（一一二〇）九月二十六日条は、

去夜近江守重仲朝臣頼滅（年五十二）、重仲者泰仲朝臣長男、堀川院最前為藏人、歴左近衛将監給爵、依藏人巡先任出雲守、八箇年後、就中八旬父母現存、生死之無常不可云尽、

と、出雲守八ヶ年の任中公文を勘済したことを伝える。したがって、終年の永長元年（一〇九六）から八ヶ年をさかのぼって寛治三年（一〇八九）に出雲守に任じられたことになる<sup>(9)</sup>。永長元年十一月二十日の政に出雲国の帳一卷がかけられ、任終の公文処理が進められ、離任二年後の承徳二年（一〇九八）正月二十六日に功過定を受けた<sup>(10)</sup>。

重仲は、撰関家家司として藤原師実・師通・忠実に奉仕し受領も歴任した高階泰仲の長男である<sup>(11)</sup>。史料上の初見は、徳三年（一〇八六）十一月二十六日のことで、白河天皇の讓位後、十七歳で文章生・若狭掾から藏人に任じられ<sup>(12)</sup>、寛治二年（一〇八八）十一月の春日祭では父泰仲とともに春日祭使の前驅として加わっており<sup>(13)</sup>、撰関家に奉仕しはじめている。翌寛治三年に出雲守に任じられたのも、撰関家との関係によるところが大きいだろう。寛治五年十月には正式に師実の家司としてみえる<sup>(14)</sup>。一方で入内した篤子内親王家藏人所別当にも任じられている<sup>(15)</sup>。

出雲守離任後も、保安元年（一一二〇）九月に近江守在任中に死去するまで、ほぼ一貫して撰関家家司をつとめ、師通・師実・忠実を支えていった。しかしなかなか受領には再任されず、ようやく近江守に任じられたのは死去の前年永長二年（一一一九年）になってのことだった<sup>(16)</sup>。高階氏のなかでも、父泰仲の従兄弟にあたる為家・為章父子らが白河院・鳥羽院の近臣として大國受領を歴任していったのとは対照的だった。

重仲の出雲守任中から後司藤原忠清の任初にかけて、伊勢遷宮役夫工の賦課、徴発をめぐる問題がもちあがっている。史料を以下に掲げる。

A 『中右記』承徳元年（一〇九七）三月十一日条

次行向源中納言亭、申上遷宮文書（太田庄事問注記、出雲前司申文、播万事、尾張事）、

B 『中右記』承徳元年三月十四日条

未時許參殿下、付説長内覧文、造宮使申新宮垣丈尺事、檢非違使問注但馬国太田庄濫行事、前出雲守重仲申神民非法事（已上仰可奏聞、又仰辞在別紙）、六車庄事人々申旨、摂津国所渋庄事（已上先可申大殿者）、

C 『中右記』承徳元年三月十七日条

出雲守忠清訴申神人濫行申文（副在庁官人注文二通）  
依上宣可停非法之由下知已畢、是且又可申子細者、

この嘉保・承徳度の伊勢神宮造宮遷宮は、嘉保二年（一〇九五）に内宮、承徳元年に外宮が遷宮されたが、それぞれ行事所が設置され諸国から召物、役夫工を徴収して遂行された<sup>17)</sup>。史料Aの源中納言とは、遷宮行事所上卿の権中納言源俊実である。藤原宗忠は嘉保元年六月二四日から内宮遷宮行事所弁、同年九月十五日には外宮遷宮行事所弁にも任命されて、遷宮の実務を一手に担っていた。

史料Aの三月十一日に行事所上卿藤原俊実に申上された「出雲前司申文」とは、史料Bの三月十四日に関白藤原師通の内覧に付された「前出雲守重仲申神民非法事」と同一文書であり、師通は天皇に奏聞するよう宗忠に指示をだしている。この「神民非法」は前司重仲のときだけの問題ではなく、後司の藤原忠清によっても確認され、「出雲守忠清訴申神人濫行申文」として在庁官人注文とともに提出されたものが、史料C

平安後期の出雲国司（大日方克己）

の三月十七日の記事である。

「神民」とは、「神人」とも記され、伊勢遷宮役夫工を徴発するために諸国に派遣された造宮使の催使のことである。徴発をめぐる各地で国衙や諸庄と軋轢を起していた。「神民」「神人」の非法が国衙より訴えられたり、逆に国衙や諸庄住人が「神人」「神民」を凌辱したとして訴えられたりして、その裁定が行事所に持ち込まれていたのである<sup>18)</sup>。

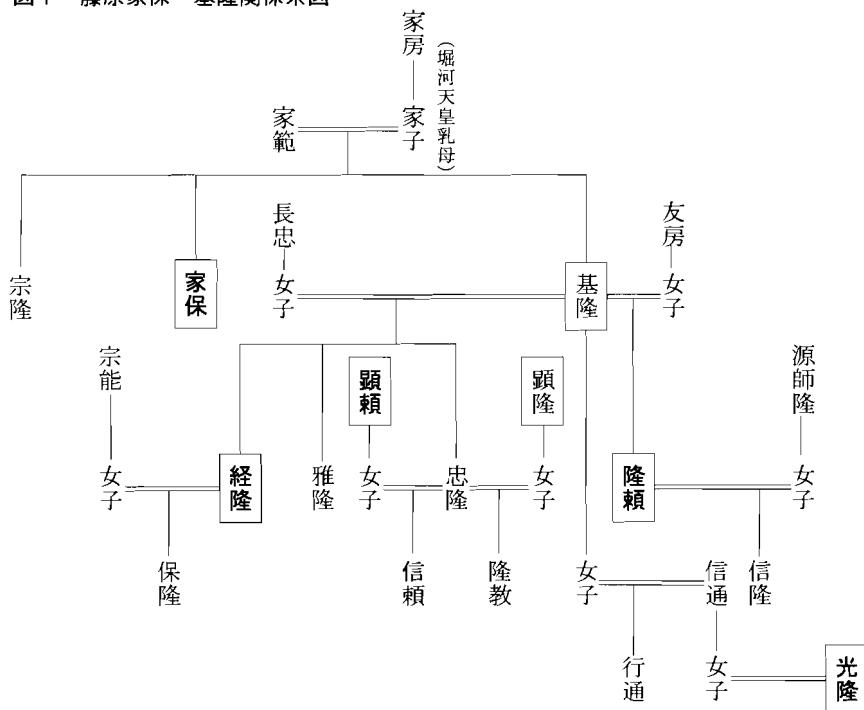
出雲国の場合、承徳元年三月に前司と後司の申文として訴えたのは、両者が共同して役夫工と召物の忌避をはかったものとみるべきだろう。このときの造宮遷宮では、院司受領や家司受領の未進が続出し、行事弁の藤原宗忠は徴収に苦慮していた。家司受領である重仲もまた催使の非法による軋轢で納入が困難になったと訴え、後司の忠清もまた摂関家の影響力を頼りに同じく忌避すべく、重仲に同調したものとみることができ。さらに両者の背後には、催使の非法を理由に負担軽減をはかりたい国衙在庁の意向が働いていたことは確かであろう。

## 2. 藤原忠清

承徳元年（一〇九七）正月二九日の除目で、高階重仲の後司として出雲守に任じられたのが藤原忠清である。忠清は『尊卑分脉』等によれば良門流の藤原清綱の子、母は高階為行の女である。後掲図4を参照されたい。父清綱は承保二年（一〇七五）〜承暦四年（一〇八〇）の間、右衛門佐としてみえる<sup>19)</sup>。また承保二年十月の藤原師実氏長者継承儀礼の朱器台盤受渡しにおいては職事としてみえる<sup>20)</sup>など、摂関家の家政職員でもあった。なおほぼ同時期の承保二年ころから承暦元年（一一〇七）まで出雲守だった藤原清綱とは別人である<sup>21)</sup>。

『尊卑分脉』によると、忠清は永久三年の頃（一一一三〜一一一七）

図1 藤原家保・基隆関係系図



に四八歳で出家したとされるので<sup>(22)</sup>、出雲守に任じられた承徳元年（一〇九七）には三十歳前後だったことになる。その後長治元年（一一〇四）正月二八日に出雲守から淡路守に遷任し<sup>(23)</sup>、春宮少進を兼ねた<sup>(24)</sup>。したがって出雲守在任期間は承徳元年（一〇九七）〜康和五年（一一〇三）の七ヶ年で、重任の途中で遷任したことになる。任中の当初は、前述のように伊勢豊受宮遷宮役夫工催使の濫行を前司高階重仲とともに訴えている。また康和四年（一一〇二）には五節舞姫を献上している<sup>(25)</sup>。

父清綱と違って、忠清には摂関家に奉仕する様子は特にみられず、出雲守から淡路守に遷任した後に、院使として藤原忠実のもとに派遣された例が散見し<sup>(26)</sup>、白河院に奉仕している様子がうかがえる。

### 3. 藤原家保

藤原家保は長治元年（一一〇四）正月二三日に、淡路守に遷任した藤原忠清の後任として出雲守に任じられた<sup>(27)</sup>。嘉承二年（一一〇七）に秩満となり<sup>(28)</sup>、天仁元年（一一〇八）正月二四日に藤原顕頼が後任の出雲守に任じられた<sup>(29)</sup>。家保の任期は長治元年（一一〇四）から嘉承二年（一一〇七）の四ヶ年ということになる。

『尊卑分脈』によると、父は道隆流の藤原家範、母は堀河天皇の乳母家子で、中務少輔、備後守、出雲守を歴任し従四位上に昇り、大治三年（一一二八）四月に死去したという。同母兄基隆も備前、丹波、播磨などの受領を歴任し、基隆の子隆頼と経隆も後述するように出雲守になっている。いずれも乳母子としてその地位を優位なものにしていた。

家保が中務少輔に任じられた年は不明だが、永長元年（一〇九六）四月〜承徳二年（一〇九八）八月の間に見任である<sup>(30)</sup>。また承徳二年

十一月二十九日には中務大輔とみえる<sup>(31)</sup>。その後康和五年(一一〇三)二月三十日に備後守に任じられ<sup>(32)</sup>、わずか一年で長治元年(一一〇四)に出雲守に遷任した<sup>(33)</sup>。

家保の出雲守任期中の大きな問題として、杵築社など国内諸社の修造計画、堀河天皇の死去と葬送、源義親の乱がある。

まず杵築社・国内諸社修造について、「杵築大社造営遷宮旧記」に次のように記されている。

藤原家保任(長治元年正月任、嘉承二年秩滿)

長治二年六月十七日造進杵築社并豊山別宮・国内中社十一社破損之由申請之処、同三年(改嘉承元年)二月七日宣旨遣官使、令注損色状云、当国大社・中社或顛倒、或朽損、每有破壊、宰吏造進預勸賞、前跡多存、近則藤原登任・同章俊等各賜延任官符、造進杵築社、前司兼平賜重任官符、造進熊野・揖屋・水譯三箇社者云々、

長治二年(一一〇五)六月十七日付で杵築社ほかの破損を造進することを申請し、それを受けて政府は翌嘉承元年(一一〇六)二月七日付宣旨により、破損状況を調査するための官使を派遣した。家保は杵築社の造進により延任した藤原登任、藤原章俊の例<sup>(34)</sup>、熊野・揖屋・水譯社の造進により重任した藤原兼平の例を挙げて造進による勸賞を望んだという。杵築社造進による重任を図ったのである。しかし「杵築大社造営遷宮旧記」は続く藤原顕頼の項で「嘉承元年遣官使被注損色畢、其後無指裁定」と記しているように、政府は杵築社の造営には特に裁定を下さず、家保も四ヶ年で嘉承二年(一一〇七)に任終を迎えている。嘉承二年七月に堀河天皇が死去した<sup>(35)</sup>こと、源義親が配流先の隠岐を脱出して出雲国で家保の目代を殺害し、追討使が派遣される事態に至ったことと無関係ではないだろう。杵築社の造営は次の受領に持ち越されることにな

平安後期の出雲国司(大日方克己)

る。

堀河天皇の葬送に、基隆・家保・宗隆ら兄弟は乳母子として奉仕しているが<sup>(36)</sup>、とくに播磨守基隆の奉仕は喪所地鎮祭料物、山作用途物など極めて重要で大きかった<sup>(37)</sup>。家保は、堀河天皇の遺骨が一時安置された香隆寺における一品経供養の仏具を負担し<sup>(38)</sup>、基隆、基隆の子参河守隆頼・加賀守藤原敦兼<sup>(39)</sup>らとともに非時を献上<sup>(40)</sup>するにとどまっている。このとき隆頼は幼少であり、参河の知行国主でもあった基隆<sup>(41)</sup>が子や兄弟を代表して奉仕したとみられる。

『中右記』嘉承二年八月二五日条は、

件不動尊像、御在生御祈、播磨守基隆朝臣勤仕也、百躰之中卅三躰、御平生日於二間供養先了、残五十七躰之中毎日十躰、例時之次所被供養也、基隆朝臣為表其志、雖奉造立、上皇仰云、依為大功、可募息男参河守隆(隆頼)重任功之由、前日被仰下了云々、と、堀河院における不動尊供養に関わって、基隆による不動尊像造立の奉仕を白河院が大功と評し、子隆頼の参河守を重任させることにしたと記している。この不動尊像は堀河天皇が生前に御願したもので、一〇〇体のうち五七体を残して没してしまったので、この日より毎日十体を供養していくことにし、基隆が造立したのだという<sup>(42)</sup>。隆頼は実際に参河守を重任したうえに、後述するように永久二年(一一一四)には出雲守に遷任する。また基隆自身も翌天仁元年(一一〇八)に播磨守から伊予守へと遷任し<sup>(43)</sup>、大国受領への再任を続けている。

このように出雲国で杵築社修造をめぐる動きが表面化する中、堀河天皇の死去と前後して起こったのが源義親の乱である<sup>(44)</sup>。

『中右記』天仁元年正月二十九日条は次のように記している。

義親者、是故義家朝臣男也、先年成六位、国功任对馬守、在任之

間、殺害人民、推取公物、匡房卿为大式之時、濫悪千万之由進府解、仍拜（配）流隠岐国、而越来出雲国、又以為悪行、去年殺国司家保目代、奪取官物、依如此惡事、催近境国々兵士、令因幡守正盛追討之由、被下宣旨了、依切彼首、正盛遷任但馬守、（後略）

源義親は対馬守在任中に「人民」を殺害し「公物」を推し取るなどの濫行を働いた。大江匡房が「大宰大式」のとき、その濫行が大宰府解で告発されて、隠岐に配流となった。ところが出雲国に脱出して国司藤原家保の目代を殺害し、官物を奪取するに及んだので、近国の兵士を動員して因幡守平正盛に追討宣旨が下された。正盛は義親の首を取り、但馬守に遷任したという。

『殿歴』『中右記』などによると、西海道における源義親の濫行の情報が政府に伝わったのが康和三年（一一〇一）七月で、すぐに追討使が派遣されることになった<sup>(45)</sup>。それとは別に源義家配下の下野権守藤原資通も派遣されたが、かえって義親とともに官使を殺害するに至ってしまったことが、大宰府解によって康和四年（一一〇二）二月二十日に報告されている<sup>(46)</sup>。

権中納言大江匡房は承徳元年（一〇九七）から大宰権帥であり、康和四年（一一〇二）正月に得替となり、正月二三日に藤原保実が新しい大宰権帥に任じられている<sup>(47)</sup>。しかし保実は三月四日に砲瘡で死去し、さらに新しい大宰権帥藤原季仲が任命されるのが六月三日、匡房が帰京したのはその少し前の六月十三日になってのことだった<sup>(48)</sup>。『中右記』天仁元年（一一〇八）正月二九日条が大宰大式とするのは誤りであるが、義親の濫行を告発した大宰府解が康和三年の最初の情報のことか、康和四年二月二十日にもたらされたもののいずれを指すにせよ、大江匡房が大宰府に留まっていた間の問題であることは確かである。

その後義親は捕えられ隠岐に配流となった<sup>(49)</sup>。隠岐を脱出した時期は不明であるが、出雲守家保目代とその郎従七人を殺害し「調庸」を推し取った<sup>(50)</sup>という事態は、堀河天皇死去の間隙をついたものとみてもよいだろう。さらに「近境国々人民之中、有同意輩由、旁有其聞」と、近隣諸国にも義親に同調する動きがあるとの風聞も伝わっていた<sup>(51)</sup>。出雲一国にとどまらない広範囲の反国衙闘争の様相もみせはじめていたのではないだろうか。十二月十九日に平正盛を因幡守に任じて追討に向かわせたが、その時点までの因幡守は代表的な白河院寵臣の藤原隆時であり<sup>(52)</sup>、正盛も白河院の近臣だった。白河院の意向が強く反映した追討使の人事だった。

ところで『中右記』永久二年（一一一四）正月五日条（後掲）は藤原家保が大江匡房の養子だったと記している。そうだとすると、源義親の最初の西海道における濫行も、再度の出雲における濫行もいずれも大江匡房が関わりをもっていたことになる。匡房との関係で義親の乱全体を再検討する必要があるかもしれない<sup>(53)</sup>。

以上、家保の出雲守任中の問題をみてきたが、結局杵築社等の造営や修造が棚上げにされ、重任も延任も認められず任終を迎えることになり、源義親の乱と平正盛による追討軍事行動が展開するなか公文勸濟を進めることになった。任期中に公文勸濟をする「任中」をねらったのであろう。本来「任中」という優秀な成績を修めたものは、次の任官に際して比較的優遇されていた。しかし院政期になると院近臣の受領が任中の成績とは無関係に多くの国を独占したため、「任中」の成績を修めてもなかなか受領に再任されない事態になっている<sup>(54)</sup>。実際、「任中一家範朝臣漏朝選、世人有不甘心氣」と、父家範が「任中」の序列一位にもかかわらず任官できなかつた<sup>(55)</sup>ことを家保自身目の当たりにしているはず

である。一方で任中の成績による治国叙位は依然として行われているので<sup>(56)</sup>、任期中の公文勸済をすすめること自体の有効性は、低下したとはいえ、まだ残っていた。

十二月二五日の不堪佃田和奏では出雲国の後不堪五通が奏聞されている<sup>(57)</sup>。不堪佃田は形式的には租の収取量と直接かわるものであり、不堪佃田を申請し認可されることは、租の実態が失われていった十一世紀以降においても、受領の公文勸済にとって形式的には重要なことであつた<sup>(58)</sup>。不堪佃田の手続きは、『西宮記』によれば、不堪申文という一大臣への申文、荒奏という奏聞、不堪定を経て、和奏という再度の奏聞で構成されていた。また後不堪とは『北山抄』によれば、①当年の申請期限に遅れたもの、②前年には申請しなかつた国に申請するもの二通りがあり、①の場合は一度の奏聞だけで済まされることになつていた。この年の家保の場合は、五通の内訳が前任藤原忠清任終年一通と家保任中の四通と考えられ、公文勸済の対象となる前任任終と当任分の不堪佃田が一括して後不堪として和奏されているのである。

十一世紀には毎年不堪が行われていたが、十一世紀末から十二世紀に入ると、公文勸会、受領功過定のために任中分を一括して提出されるようになったとされている<sup>(59)</sup>。同時期、たとえば元永二年(一一一九)に因幡守の任終年を迎えた藤原宗成も、十二月になつて不堪五通を一括提出している<sup>(60)</sup>。宗成は、天永二年(一一二二)七月に、急逝した藤原長隆に替つて因幡守に任じられて重任八ヶ年勤めているので、不堪五通は任期中分の一部であるう。その後も知行国主である父宗忠が正税返却帳を発行してもらうために奔走しており<sup>(61)</sup>、公文勸済を進めるなかつたことだつた。

家保は、天永二年正月二二日に功過定を受け<sup>(62)</sup>、永久二年(一一二四)

平安後期の出雲国司(大日方克己)

正月五日に治国により従四位上に叙せられた。しかしこのことについて『中右記』は、

出雲前司家保治国叙従四位上

後聞、件人者任備後、其任間遷任出雲、秩満之後済出雲公文功過定了、官注入功過次第進上殿下、仍叙一階了、前任備後公文未済、浴治国恩甚奇恠之事也、官頗失也、凡定前任功過後任功過可定事也、是故匡房卿依為養子不任次第彼卿先令済出雲公文了云々、世間沙汰出来被問官之処、大夫史盛仲大夫之由陳申云々、甚不便歎<sup>(63)</sup>、

と、前任の備後公文が未済であるにもかかわらず、治国の恩に浴すことは奇恠であり、官の失態だと非難している。さらに、家保は大江匡房の養子であり、匡房が先に出雲公文を勸済させたのだという話も付け加えている。家保が出雲守だつた時期の大江匡房は、権中納言だつたが、嘉承元年(一一〇六)三月十一日に辞して大宰権帥に遷任し<sup>(64)</sup>、天永二年十一月五日に死去している<sup>(65)</sup>。大江匡房が知行国主か判断はできないが、養父として家保の公文勸済について指示を出していたわけであり、影響力を行使していた点は指摘できる。

このように治国叙位で四位に昇つたものの、受領への再任がかなわなのまま、家保は大治三年(一一二八)四月に死去した。『尊卑分脉』では従四位上、出雲守を極官としている。

#### 4. 藤原顕頼

源義親の乱の中で任終を迎えた藤原家保の後に、出雲守に任じられたのが藤原顕頼である。顕頼の父は当時左少弁の顕隆、祖父は藏人頭為房である。為房は藤原師実・師通・忠実の家司と白河院別当をつとめ、撰関家と白河院双方の信任を得ていた実務官僚であり、顕隆はのちに「夜の



出雲守任中の事績としてこの造営を記し、天仁元年（一一〇八）十月三日の宣旨で造営が認可され、十月二八日に「始作事」と記録しているように、前任藤原家保のときから棚上げにされていた造営が、顕頼の出雲守補任後に開始されている点に注目される。実質的には父顕隆のみならず、因幡守長隆をはじめ為房一門の総力をあげての事業であり、義親の乱後、山陰道諸国の受領が為房一門を中心とした院近臣によつて占められたことと相まって、その背後にある院権力を山陰諸国に印象づけるものでもあったといえよう<sup>(77)</sup>。

「杵築大社造営遷宮旧記」では、永久二年（一一一四）十月二日宣旨により覆勘使が派遣され、永久三年十月二六日に遷宮されたとする。そうした中の同年十二月十四日、顕頼は参河守藤原隆頼と相博して出雲守から参河守に遷任した<sup>(78)</sup>。顕頼は出雲守を重任八ヶ年つとめ、その任中のほぼ全期間が杵築大社造営に費やされたことになる。

顕頼はその後、権右中弁から藏人頭になり、大治四年（一一二九）に死去した父顕頼の後をうけて実務官僚系院近臣の第一人者として重きをなし、とくに鳥羽院の懐刀として、諸卿への取り次ぎや、強訴に対する院宣の通達など、重要な役割を果たした<sup>(79)</sup>。

## 5. 藤原隆頼

永久二年（一一一四）十二月十四日に藤原顕頼と相博して参河守から出雲守に遷任したのが藤原隆頼である。前項で述べたように、隆頼は基隆の子で、母は藤原友房女である。

嘉承元年（一一〇六）十二月五日に藤原伊通が参河守から備中守に遷任しているので<sup>(80)</sup>、このとき隆頼が後任の参河守に任じられたと思われる。隆頼は、翌嘉承二年四月十四日の賀茂祭斎王御禊に右兵衛代とし

て咳病をおして奉仕しているが、「幼少之人」とされており<sup>(81)</sup>、父基隆が知行国主だったとみられる<sup>(82)</sup>。参河守を重任八ヶ年勤めて出雲守に遷任したことになるが、その間の永久元年（一一一三）五月に隆頼は松尾杜修理の功を申請している<sup>(83)</sup>。実質は伊予守だった父基隆が行ったものであり、その功が出雲守遷任につながったと考えられる。

隆頼が出雲守に遷任したときの年齢は不明であるが、弟忠隆が天永二年（一一一一）に十歳で丹波守に任じられ、元永元年（一一一八）に十七歳で但馬守に遷任していることからすると<sup>(84)</sup>、「幼少之人」とされた嘉承二年（一一〇七）から八年後の永久二年（一一一四）でもまだ十代だった可能性はある。永久三年には伊予守から播磨守に遷任する父基隆が、忠隆の丹波に加え隆頼の出雲の知行国主でもあったとみてよいと思われる。基隆は播磨、伊予という大国受領を二一年間も連続してつとめながら<sup>(85)</sup>、隆頼、忠隆、経隆ら子どもたちを次々に受領とし、参河、出雲、丹波、但馬などの知行国主にもなり、大炊御門富小路に白河院のための御所春日殿を造進するなど<sup>(86)</sup>、財力と権勢を誇った典型的な院近臣受領といつてよいだろう。

隆頼の出雲守としての任期はいつまでだったのだろうか。次にみえる出雲守は保安二年（一一二二）十二月に任じられた藤原憲方である<sup>(87)</sup>。また隆頼は、その後久安三年（一一四七）に前若狭守としてみえる<sup>(88)</sup>。若狭守見任史料はみえないが、他の若狭守の在任期間を『国司補任』によつて検討すると図3のようになり、保安三年（一一二二）～天治元年（一一二四）が隆頼の若狭守在任期間だったと考えられる。したがって隆頼は永久二年（一一一四）十二月～保安二年（一一二二）十二月の間に、出雲守をつとめ、保安二年十二月に藤原為隆が遠江守を辞し、高階宗章が若狭守から遠江守に<sup>(89)</sup>、藤原隆頼が出雲守から若狭守にそれぞれ

図3 藤原隆頼と若狭守の任期

		若狭守	藤原隆頼に関する事項		
1113	永久元	12.17任	12.14 藤原隆頼、任出雲守		
1114	元2	●			
1115	3				
1116	4				
1117	5				
1118	元永元			高階宗章	
1119	元2				
1120	保安元				
1121	元2				
1122	元3			12.- 遷	12.- 藤原憲方、任出雲守 〈藤原隆頼、若狭守〉
1123	元4		↑		
1124	天治元	1.28任	●		
1125	元2	藤原家成			
1126	大治元				
1127	元2				
1128	元3				
1129	元4				
1130	元5				
1131	天承元			藤原信輔	
1132	元長承			○	
1133	元2				
1134	元3				
1135	保延元	2.9見			
1136	元2	2.8見			
1137	元3	1.20見			
1138	元4	藤原公信			
1139	元5				
1140	元6				
1141	永治元		藤原頼佐		
1142	康治元		●		
1143	元2				
1144	天養元			1.30遷	
1145	久安元			12.21見	
1146	元2			高階泰重	
1147	元3				
1148	元4				
1149	元5				
1147	元2	1.2見			8.17 藤原隆頼、前若狭守
1148	元4	藤原清成			
1149	元5		10.2見		12.16 藤原隆頼、前若狭守

遷任し、為隆の子憲方が新たに任じられたとみられる。

### 6. 藤原憲方

前項で述べたように、保安二年（一一二二）十二月に藤原為隆の遠江守辞退により出雲守に任じられたのが藤原憲方である。『職事補任要記』によると、憲方は永暦元年（一一六〇）五月に五五歳で死去したとされるので、十六歳で出雲守に任じられたことになる。藤原顕頼と同様に少年受領であり、父為隆が知行国主だったとみられる。

によるとその前年大治二年正月二十九日に、父の参議為隆が周防権守に任じられているので、為隆の要請で相博されたのではないかと思われる。為隆が大治五年九月に参議を辞して死去する<sup>(94)</sup>まで、為隆・憲方父子で周防国の受領と権守を占めるに至った。その後憲方は鳥羽院判官代としてもみえ<sup>(95)</sup>、院司として鳥羽院に仕えるようになっていた。法金剛院東新造御所を造営する<sup>(96)</sup>などして、院に接近していったのである。以上、藤原憲方の出雲守任期は、保安二年（一一二二）十二月、大治三年（一一二八）十二月二十九日、重任途中の七ヶ年だった。その間、

為隆は藤原為房の一子であり、前述の顕隆の同母兄である。顕隆が院近臣として「夜の関白」と称され権勢を誇ったのに対し、為隆は、『大槐秘抄』に「関白撰政のうしろみ」なども記されるように、藤原師通、忠実、忠通、忠実室の源師子の家司など撰関家司を長くつとめ、保安三年（一一二二）正月になってようやく蔵人頭、同年十二月十七日に参議、同二二日に左大弁に任じられた<sup>(90)</sup>。ときに五三歳だった。その間十二月十九日には、出雲守憲方らを前駆として所々に慶賀に赴いている<sup>(91)</sup>。

憲方の出雲守在任中の史料はほとんどなく、天治元年（一一二四）五月に等身六字天一体を造進したことがみえる<sup>(92)</sup>程度であるが、その直後に出雲守重任解文がだされている<sup>(93)</sup>。

その後『中右記目録』大治三年（一一二八）十二月二十九日条に「周防出雲相博」とみえるので、重任の途中藤原経隆と相博して周防守に遷任した。『公卿補任』





年（一一五七）条平範家尻付にも長承三年（一一三四）「閏十二月卅日兼相模守（父実親辞任国淡路守申任）」と記している。光隆が淡路守から安芸守を経て出雲守に任じられたときも、十二歳なので父清隆が知行国主だったとみてよい。その後久安二年（一一四六）に藤原経隆と相博して但馬守に遷任するまで重任八ヶ年出雲守にあったことになる。

この藤原光隆と、大治五年（一一三〇）に出雲守に任じられた藤原光隆が別人か、同一人物か、記録に錯綜があるのが問題として残る。この間に杵築社造宮という大きな問題があるだけに、後考を待ちたい。

さて経隆であるが、保延四年（一一三八）十二月二十九日に藤原隆季が但馬守から讃岐守に任じられているので<sup>102</sup>、経隆は大治四年（一一二九）十月二十七日に讃岐守に遷任した後、讃岐守を重任八ヶ年つとめ保延四年（一一三八）十二月に隆季と相博して但馬守に遷任し、さらに久安二年（一一四六）十二月に藤原光隆と相博して再び出雲守にもどつたとみられる。

なお藤原隆季は『公卿補任』保元三年（一一五八）条から計算すると長承二年（一一三三）に但馬守に任じられたときは七歳で、讃岐守に遷任したときでもまだ十二歳なので、いずれも父家成が知行国主だったとみられる。

## おわりに

本稿では、十一世紀末の高階重仲から十二世紀中葉の藤原経隆までの歴代の出雲守とその任期を明らかにした。この時期は、藤原師実・師通の摂関政治、あるいは堀河天皇の親政から、白河・鳥羽院政へと政治権力が移り変わっていく時期であり、出雲国の受領の様相の変化からその展開をうかがうことができる。十一世紀には摂関家家司受領が多かつ

たが、十二世紀には知行国制が確立するとともに、院近臣により、とくに大国・熟国などの知行国主・受領が独占されていく傾向が指摘されている<sup>103</sup>。熟国とされる出雲国においても、十一世紀には藤原行房や高階重仲など摂関家家司受領がめだった。しかし高階重仲を最後に家司受領は姿を消す。源義親の乱を境に、知行国主制が出雲においても慣例化していくが、藤原顕頼、藤原隆頼、藤原憲方、藤原光隆と少年受領が相つぎ、それぞれ父である藤原顕隆、藤原基隆、藤原為隆、藤原清隆らを行知行国主としてみることができる。為隆をのぞくといずれも院近臣であり、自身も受領を数十年も連続してつとめその財力を持って各種造宮に力をそそぎ成功、重任を重ねた典型的な院近臣受領や、実務官僚系近臣としても政治力を発揮していく者が多かった。図1・2・4に示したように出雲の受領・知行国主となつたのは主に為房一門、基隆一門、清隆一門に集約されるが、相互に婚姻関係でつながりをもちつつ院周辺にネットワークを形成していた。

この時期の出雲国において特記すべきものとして、度重なる杵築社正殿造宮があげられる。院権力を背景とした造宮の意義も指摘されている<sup>104</sup>が、それ以前に、これらの造宮がいずれも受領の重任、延任と連動し、また造宮完成と前後して他国受領へ遷任する場合が多いことにも注目すべきである。各種造宮による成功・重任を重ねるといふ受領の特質の一つとしてもみるべきであろう。

本稿では受領・知行国主とその任期を明らかにすることを主な目的としたため、個々の受領在任中の行動や出雲の在地社会との関係、杵築社との関係などを検討することができなかった。藤原光隆以降の出雲国司の検討とあわせて今後の課題としておきたい。

- (1) 近年の受領研究については、寺内浩「受領制の研究」(塙書房、二〇〇四年)参照。また院権力と近臣、受領の關係などについての研究状況は、元木泰雄「院政期政治史研究」(思文閣出版、一九九六年)および「院政の展開と内乱」(元木泰雄編「日本の時代史7 院政の展開と内乱」、吉川弘文館、二〇〇二年)など参照。
- (2) 宮崎康充編「国司補任」第一、第五および索引(統群書類従完成会、一九八九—一九九九年)。
- (3) 大日方克己「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」(島根大学法文学部紀要「社会文化論集」四、二〇〇七年)(以下A)、大日方克己「出雲国正税返却帳」を中心とした平安時代中期財政と公文勘合の研究」(平成十七年度、平成十九年度科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇八年)(以下B)。
- (4) 佐伯徳哉「天仁の出雲国杵築大社造宮と白河院政の台頭—院政権力・源義親の乱と山陰諸国—」(島根県古代文化センター「古代文化研究」五、一九九七年)。
- (5) 大日方克己注(3) Bなどで検討した。
- (6) 「中右記」寛治六年(二〇九二)四月二十八日条、嘉保元年(二〇九四)四月十七日条、十一月二五日条、永長元年(二〇九六)四月十一日条、五月十日条、十一月二十日条、『後二条師通記』永長元年十一月八日条。
- (7) 「中右記」永長元年(二〇九六)十一月二十日条。
- (8) 「中右記」承德元年(二〇九七)正月三十日条。
- (9) 『後二条師通記』寛治五年(二〇九二)五月九日条に、諸社臨事奉幣使を列挙するなかに「季仲(出雲守)」がみえるが、重仲の誤記であろう。この時期藤原季仲が頻出するが、『後二条師通記』同日条の他の箇所にもみえるように頭弁である。季仲が出雲守だった確実な史料はみえない。また『即位雜例条々兼日』(東山御文庫、『大日本史料』第三編第十卷所収)に天仁元年(一一〇八)二月二二日の山陵使として「元使出雲守藤原季仲」もみえるが、これも「大日本史料」が「頭頼力」と付記するように誤記であろう。
- (10) 「中右記」承德二年(二〇九八)正月二七日条。
- (11) 「中右記」保安元年(一一二〇)九月二六日条「尊卑分脉」、「系図纂要」など。

平安後期の出雲国司(大日方克己)

(12) 『讓位踐祚部類』所引「大御記」応徳三年(一〇八六)十一月二六日条(『大日本史料』第三編第一卷所収)。

(13) 「中右記」寛治二年(二〇八八)十一月十一日条。

(14) 『後二条師通記』(本記)寛治五(一〇九二)年十月十六日条。

(15) 『為房卿記』寛治五年(二〇九二)十月九日条。

(16) 「中右記」元永二年(一一一九)七月三十日条。宗忠は「江州被成重仲朝臣事如何、父泰仲朝臣成数国公文後廿年、仍望申江州之処、以子重仲被成之条頗不得心事歟」と評している。

(17) このときの伊勢遷宮については、小島鉦作「大神宮役夫工米の歴史的考察—神宮造宮の政策と神宮崇敬の發展—」(『小島鉦作著作集第二卷 伊勢神宮史の研究』、吉川弘文館、一九八五年、初出一九四〇年)、小山田義夫「伊勢神宮役夫工米制度について」(『一國平均役と中世社会』、岩田書院、二〇〇八年、初出一九六七年)、棚橋光男「行事所」(『中世成立期の法と国家』、塙書房、一九八三年、初出一九七八年)、大津透「院政期における臨時雑役の拡大」(『律令国家支配構造の研究』、岩波書店、一九九三年、初出一九九一年)など。

(18) 以上の状況は、棚橋光男掲注(17)論文に詳しい。

(19) 「水左記」承保二年(一〇七五)十月三日条、「水左記」承暦四年(二〇八〇)九月二二日条など。

(20) 「水左記」承保二年(二〇七五)十月三日条。

(21) 大日方克己注(3) A、B参照。なお出雲守藤原清綱は承暦元年(二〇七七)八月二十九日に死去している(『水左記』同日条)。

(22) 『殿暦』永久四年(一一一六)正月二二日条によると、この日忠清の子惟忠が藏人に任じられたが、「忠清入道男」と記され、忠清の出家が確認される。

(23) 『為房卿記』長治元年(一一〇四)正月二八日条。

(24) 「中右記」長治二年(一一〇五)十一月朔日条など。

(25) 「中右記」康和四年(一一〇二)十一月二十日条。

(26) 『殿暦』長治二年(一一〇五)閏二月十五日条、天仁元年(一一〇八)十月三日条など。

(27) 『為房卿記』長治元年(一一〇四)正月二三日条。

(28) 「杵築大社造宮遷宮旧記」(千家家文書、『鎌倉遺文』七〇一七号)。

- (29) 『中右記』 天仁元年（一一〇八）正月二十四日条。
- (30) 『中右記』 永長元年（一一〇九六）四月二十五日条、承德元年（一一〇九七）十一月二十日条、承德二年（一一〇九八）八月二十八日条。
- (31) 『中右記』 承德二年（一一〇九八）十一月二十九日条。
- (32) 『殿曆』 康和五年（一一〇三）二月三十日条、『本朝世紀』 康和五年二月三十日。
- (33) この時期、もう一人の藤原家保がいる。藤原魚名三男末茂流の顕季の子で、父や兄長実、弟顕輔ともども白河院別当、鳥羽院別当をつとめ、院近臣として諸国の受領を歴任している。長承元年（一一三二）正月に従三位に叙せられたが、『公卿補任』同年条藤原家保尻付によると、嘉保二年（一一九五）正月二十八日に院分受領として越前守に任じられ、康和四年（一一〇二）八月十日には高階為章と相博して丹後守に転じ、嘉承二年（一一〇七）正月に重任し、天永元年（一一一〇）十月十二日には但馬守に遷任した。したがって長治元年（一一〇四）→嘉承二年（一一〇七）は丹後守であり、このとき出雲守であった家保と別人であることは明らかである。
- (34) 長元五年（一一〇三二）に出雲守に任じられた藤原登任は前年に転倒した杵築大社の造営を延任して進め、康平四年（一一〇六一）に出雲守に任じられた藤原章俊も延任して杵築大社の造営を進めている。大日方克巳注（3）B参照。
- (35) 『中右記』 嘉承二年（一一〇七）七月十九日条、『殿曆』 嘉承二年七月十九日条など。
- (36) 『中右記』 嘉承二年（一一〇七）七月二日条、七月二四日条。
- (37) 『中右記』 嘉承二年（一一〇七）七月二四日条、七月二五日条。
- (38) 『中右記』 嘉承二年（一一〇七）九月朔日条。
- (39) 『尊卑分脈』 によると加賀守藤原敦兼の母も堀河天皇の乳母兼子である。
- (40) 『殿曆』 嘉承二年（一一〇七）八月二三日条。なお『中右記』同日条は、基隆、隆頼、敦兼のほかは「此外殿上受領、如此事有其員數、不能尋記」とし、家保を省略している。また『中右記』同日条によると、献上品は、基隆が米五〇〇石、隆頼が絹二五〇〇疋、敦兼が絹二〇〇疋・綿一五〇〇疋・米三〇〇石と多量である。家保の献上物品もこれらに近いものだったと思われる。
- (41) 寺内浩「知行国制の成立」(前掲注(1)) 著書所収、初出二〇〇〇年。
- (42) 『殿曆』 同日条も、基隆のことはみえないが同趣旨のことを記している。
- (43) 『中右記』 天仁元年（一一〇八）七月二十八日条、『殿曆』 天仁元年七月二十八日条、『公卿補任』 大治五年（一一三〇）条藤原基隆尻付。
- (44) 源義親の乱については高橋昌明「清盛以前—伊勢平氏の興隆—増補・改訂版」(文理閣、二〇〇四年、初版一九八四年) など参照。また義親の乱と出雲地域については佐伯徳哉前掲注(4) 論文も参照。
- (45) 『殿曆』 康和三年（一一〇一）七月三日条、七月五日条。
- (46) 『殿曆』 康和四年（一一〇二）二月二十日条、『中右記』 康和四年二月二十日条。
- (47) 以上、『公卿補任』 および『中右記』 康和四年（一一〇二）正月三日条。
- (48) 『中右記』 康和四年（一一〇二）三月四日条、六月十三日条、六月十三日条。
- (49) 『殿曆』 康和四年（一一〇二）十二月二十八日条、『中右記』 康和四年十二月二十八日条。
- (50) 『中右記』 天仁元年（一一〇八）正月二三日条。
- (51) 『中右記』 天仁元年（一一〇八）正月十九日条。
- (52) 『本朝世紀』 康和五年（一一〇三）十二月二十日条に「為章者。白河法皇寵遇之人也。于時因幡守藤原隆時同為近臣。世語寵臣者。祇此二人而已」と評されている。
- (53) 小峯和明「『対馬貢銀記』の世界」(『院政期文学論』笠間書院、二〇〇六年) は、大宰府の源義親告発の背景を、大宰府・対馬・高麗をめぐる交流と大江匡房との関係のなかで解こうとする視点を提示している。
- (54) 寺内浩「受領考課制度の解体」(前掲注(1)) 著書所収、初出一九九七年。
- (55) 『中右記』 長治元年（一一〇四）正月二十九日条。
- (56) 寺内浩前掲注(54) 論文。
- (57) 『中右記』 嘉承二年（一一〇七）十二月二五日条。
- (58) 佐々木宗雄「十一世紀の位祿制と不堪佃田制」(『日本王朝国家論』、名著出版、一九八四年、初出一九九九年)、鈴木一見「不堪佃田についての一考察—北山抄の解釈からみる平安財政史の一考察—その二」(『国史談話会雑誌』三八、一九九九年)。
- (59) 佐々木宗雄前掲注(58) 論文。

(60) 『中右記』 元永二年(一一一九) 十二月十八日条。  
(61) 『中右記』 元永二年(一一一九) 十二月二十九日条など。その状況については前稿注(3) A、Bでも検討した。

(62) 『中右記』 天永二年(一一二一) 正月二日条。

(63) 『中右記』 永久二年(一一二四) 正月五日条。

(64) 『公卿補任』 嘉承元年(一一〇六) 条。

(65) 『中右記』 天永二年(一一二四) 十一月五日条。

(66) 藤原顕隆らについては、横道雄「夜の関白と院政」(『院近臣の研究』、続群書類従完成会、二〇〇一年、初出一九九五年)、元木泰雄「院の専制と近臣」(前掲注(一) 著書所収) など。

(67) 『公卿補任』 天承元年(一一三一) 条藤原顕頼尻付。

(68) 『中右記』 天仁元年(一一〇八) 正月二四日条。

(69) 『中右記』 天仁元年(一一〇八) 正月十九日条。

(70) 『中右記』 天仁元年(一一〇八) 正月三日条、正月二四日条。

(71) 高橋昌明注(44) 著書、佐伯徳哉前掲注(4) 論文など。

(72) 『中右記』 天仁元年(一一〇八) 正月二四日条。

(73) このとき丹波守は源季房であるが、同年十月十四日に白河院別当藤原敦宗に交代している(『中右記』同日条)。撰関家司藤原定仲が守だったと推測される石見と不明の隠岐をのぞいて山陰道諸国は院分と院司・院近臣によって占められることになる。

(74) 『殿暦』 天永元年(一一二〇) 閏七月一日条。

(75) 『中右記』 天永二年(一一二一) 正月二四日条。一門を勢ぞろいさせたこの日の為房慶賀の列を、「抑新宰相為房、以子族為前驅、左中弁顕隆、右中弁為隆、右衛門権佐重隆、出雲守顕頼、藏人左近將監顕能、修理亮憲隆、進士朝隆、一家之繁昌千載勝事也」と記している。

(76) 『大杜町史』(大杜町、一九九一年)、佐伯徳哉前掲注(4) 論文、「出雲大杜境内遺跡」(大杜町教育委員会、二〇〇四年)、山岸常人「中世杵築大杜本殿造営の実態と背景」(『仏教芸術』二七八、二〇〇五年) など。

(77) 佐伯徳哉前掲注(4) 論文。

(78) 『中右記』 永久二年(一一二四) 十二月十四日条。

(79) 元木泰雄前掲注(66) 論文。

(80) 『公卿補任』 保安三年(一一二二) 条藤原伊通尻付。

(81) 『永昌記』 嘉承二年(一一〇七) 四月十四日条。

(82) 寺内浩「知行国制の成立」(前掲注(1) 著書所収、初出二〇〇〇年)。

(83) 『殿暦』 永久元年(一一一三) 五月二日条。

(84) 『中右記』 天永二年(一一二一) 十月二五日条、「殿暦」天永二年十月二五日条、「公卿補任」久安四年(一一四八) 条藤原忠隆尻付。

(85) 基隆は、康和三年(一一〇二) 天仁元年(一一〇八) に播磨守(『殿暦』康和三年七月七日条、「中右記」天仁元年七月二八日条)、天仁元年(一一〇八) 永久三年(一一一五) に伊予守(『中右記』天仁元年七月二八日条、天仁元年七月二八日条、「殿暦」天仁元年七月二八日条、「公卿補任」大治五年(一一三〇) 条藤原基隆尻付)、永久三年(一一一五) 保安二年(一一二〇) に再び播磨守(『公卿補任』大治五年条藤原基隆尻付) をそれぞれ連続してつとめている。また播磨、伊予など大國受領については、元木泰雄「院政期における大國受領」(前掲注(1) 著書所収) など参照。

(86) 『百鍊抄』 大治元年(一一二六) 十二月二七日条など。

(87) 『弁官補任』 保安二年(一一二二) 藤原為隆条は十二月五日、「公卿補任」保安三年藤原為隆条は十二月十五日とする。

(88) 『本朝世紀』 久安三年(一一四七) 八月十七日条。

(89) 『弁官補任』 保安二年(一一二二) 条「公卿補任」保安三年条藤原為隆尻付、「二中歴」。

(90) 『永昌記』 保安三年(一一二二) 十二月十七日条、十二月十九日条、「公卿補任」保安三年条。

(91) 『永昌記』 保安三年(一一二二) 十二月十九日条。

(92) 『永昌記』 天治元年(一一二四) 五月二日条。

(93) 『永昌記』 天治元年(一一二四) 五月二八日条。同時に藤原顕頼も六字天五体を供養していることが注目される。憲方は顕隆女を室とし、その子頼憲を顕頼子惟方の猶子とすることになる(図2参照)。

(94) 『中右記』 大治五年(一一三〇) 九月八日条、「公卿補任」大治五年条。

(95) 保延二年(一一三六) 二月十一日付「鳥羽上皇院庁牒案」(『平安遺文』二二三三九号) に判官代の一人として、左衛門権佐兼近江守とみえる。

(96) 『百鍊抄』 保延元年(一一三五) 三月二七日条。



- (97) 『中右記』 大治五年（一一三〇）十月二七日条。
- (98) 『本朝世紀』 久安二年（一一四六）十二月二十九日条。
- (99) 『永昌記』 大治四年（一一二九）七月十五日条、『中右記』 大治四年七月十六日条。
- (100) 『中右記』 大治五年（一一三〇）十月二五日条、十月二七日条。
- (101) 寺内浩前掲注（82）論文。
- (102) 『公卿補任』 保元三年（一一五八）条藤原隆季尻付。
- (103) 寺内浩前掲注（1）著書。
- (104) 佐伯徳哉前掲注（4）論文。